

令和8年第7回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年7月17日（金）午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

いきがい創生部長

教育総務課長

同 主幹

同 課長補佐

同 主査

学校教育課長

同 主幹

同 指導主事

同 課長補佐

同新たな学校づくり推進室長

同 室長補佐

学校給食課長

文化財課長

野外教育センター所長

同 主幹

いきがい推進課長

図書館長

森本 邦博

冲中 浩

宮寄 英介

片寄 孝治

大塚 美登子

砂田 恭平

日原 理

湯浅 公

西崎 慎也

山崎 俊介

梶田 傑

深見 健司

寺尾 泰英

勝 千恵

神戸 明子

坂野 年伸

西川 和範

松田 健作

4 議 題

(1) 令和8年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について

(2) 令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について

- (3) 高蔵寺ニュータウン地区における学校統合に向けた基本方針（中間案）について

5 議事概要

教育長

本日の傍聴者はなし。

教育長

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。

教育長
(報告事項)

小中学校は今日で1学期も終わり、明日から45日間の長い夏休みに入る。

6月23日に小学生男鹿市交流学习の結団式を総合福祉センターで行った。この交流学习は、昭和62年に始まり、今回で38回目である。今年は小学校の学校番号偶数の19校19人が参加する。結団式では、春日井市の代表として参加する決意を代表児童が発表した。8月3日から2泊3日の日程で秋田市、男鹿市を訪問し、その成果を8月25日に報告会で発表する。

7月7日、保護者向けの不登校講演会である「不登校をともに考える会」を開催した。和光大学現代人間学部教授で公認心理師の高坂康雄先生に「不登校のあの子に起きていること」と題して講演をしていただいた。不登校の状況に対して、具体的な対応や配慮の方法について説明があり、保護者にとってわかりやすく有益な内容だった。その後、10名ほどの保護者の方の個別相談もしていただいた。次回は12月を予定している。

7月8日、第1回就学支援委員会を開催した。今年度の特別支援教育の状況は次のとおりで、年々増加している。

	学校数	学級数	前年比	児童生徒数	前年比
小学校	37校	138学級	▲1	610名	+44
中学校	15校	56学級	+3	219名	+18

また、自立活動を指導する通級指導教室は、ここ数年増加傾向にあり、小中合わせて38校(前年比5校増)で開設し、596名(前年比113名増)の児童生徒が指導を受けている。

7月14日、不登校の小中学生に給食を提供する「春日井ひだまり食堂」を東部第一調理場で開催した。小学生1家庭、中学生4家庭合わせて、5家庭が参加した。学校を長く休んでいる子どもたち

の外出するきっかけになればと考えており、今後も継続していきたいと考えている。

第54回春日井市中学校体育大会(夏の大会)は、6月1日のスポーツ春日井での陸上競技からスタートし、この土日で大きな事故もなく終了した。愛日大会は、6月22日の新体操から始まり、来週1週間ですべて終了する予定である。文化連盟の吹奏楽、合唱、演劇、美術の各部門の発表会や作品展は、明日18日から26日にかけて行う。また、英語スピーチコンテストは、8月5日に文化フォーラム春日井で行い、日頃の成果を発表してもらう。

今年の夏も大変暑いことが予想されている。熱中症特別警戒アラートが出た場合の活動の中止はもちろん、暑さ指数が31を超えた場合も活動の中止を徹底していきたい。

教育長

1 議題

- (1) 令和8年度教育に関する事務の点検及び評価報告書(案)について

教育総務課長

資料に基づき「令和8年度教育に関する事務の点検及び評価報告書(案)について」について説明。

点検及び評価の概要については、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図って点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。本市においても、教育委員会の会議や、教育委員会委員の活動を始め、第六次総合計画(改訂版)に基づき、教育委員会事務局並びに教育委員会の事務を補助執行しているいきがい創生部いきがい推進課及び図書館が、令和7年度に実施した事務事業について、点検及び評価を実施したものである。

点検及び評価の方法については、第六次総合計画に掲げるめざす将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがいい」の実現に向けて推進する施策に基づき、主要な事務事業の管理及び執行の状況について、事務事業点検評価シートにより点検及び評価を行った。その結果について、学識経験者である中野靖彦愛知教育大学名誉教授、三島浩路中部大学現代教育学部教授に事務点検評価委員を委嘱

し、6月9日火曜日及び7月10日金曜日の2回会議を開催してご意見をいただいた。

教育委員会の活動については、教育委員会会議及び委員活動について記載している。

続いて、事務の点検及び評価の結果については、今回、点検及び評価を行った34の対象の事務事業について、第六次総合計画に記載の政策分野ごと、施策ごと、そして基本的な方向性ごとに分類したものである。課別の内訳は、教育総務課が2事業、学校教育課が20事業、学校給食課が4事業、文化財課が4事業、野外教育センターが1事業、いきがい推進課が3事業、図書館が1事業である。なお、「ICTを活用した教育の推進」は教育総務課と学校教育課の2課で担当している。

6ページから80ページまでが、点検及び評価を実施した34事業の事務事業点検評価シートになっている。各事務事業のシートの説明については、事前に資料を配付しているので省略する。

次に事務事業点検及び評価に対する事務点検評価委員の意見についてであるが、中野委員からは82ページから88ページに記載のとおりご意見をいただいております、全体として、「ICTの活用によって、子どもの学び方や教員の指導方法がどう変わったか、また、最近の学力テストでみる学力等がどう変わったかを検証することで、今後の情報機器の活用の方向が見えてくる。いじめや不登校等の対処として、身近なところで子どもと接する教員や家族が、僅かな変化に気づくことが予防につながる。そのためには教員の働き方改革を早く進め、ゆとりをもって教育にあたれ、家族や地域とのつながりの橋渡しができることが望まれる。」とのご意見をいただきました。

三島委員からは89ページから94ページに記載のとおりご意見をいただいております、全体として、「学校教育・社会教育の両面において、市民のニーズを吸収しながら、様々な活動が企画・運営されており、市民生活向上に貢献している。春日井市の学校教育では教育DXの先進的な取組がなされている。こうした取組をさらに進化させ、子どもたち一人ひとりが自身の長期的な成長を実感できる小中学校9年間の学びを統合するようなオンラインポートフォリオの導入や、いじめ・不登校対策としての活用なども研究していただきたい。学校を中心とした教育活動を通じて、多くの子どもたちが

	輝かしい未来を展望できるように、未来志向の展開を期待したい。」 とのご意見をいただいた。 なお、この報告書については、本日審議された後、誤字等を最終確認し、8月20日木曜日開催の市議会福祉教育委員会に報告後、市ホームページ等で公表することとなる。
向委員	13ページにある部活動指導の取組の成果に、「在校等時間が80時間を超えることが少なくなった。」とあるが、これは月当たりの残業時間のことなのか。在校等時間とは何を指しているのか教えてほしい。
学校教育課主幹	勤務時間以外に業務にあたった時間のことを指している。
教育長	時間外在校等時間とするのが正確かもしれない。
向委員	80時間とは月当たりの時間を指すのか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
向委員	17ページの取組状況(2)にある注意書きに「新たに主任学校生活支援員を配置した。」とあるが、役割や業務はどんなことを行っているのか。
学校教育課主幹	学校生活支援員のリーダーのような立ち位置で、勤務時間も常勤に近い任用となっている。
向委員	管理的な業務も行っているということか。
学校教育課主幹	管理的な業務とまでは言えないが、学校生活支援員のリーダー的な立場で務めてもらっている。
向委員	19ページの語学指導について、取組の成果の(1)に「英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語以外の言語を母語とする児童生徒には、

	一人一台端末のクロームブックにある翻訳機能の活用や多言語翻訳機の貸し出しを行い、学校生活の困難を解消できた。」とあり、各国の文化を理解した指導員を配置することが望ましいと思われるが、そういったバイリンガルの家族や留学生などに指導してもらうことは検討しているのか。
学校教育課長	今のところは考えていない。各指導員が連携を取っており、その中で情報共有して対応できたらと考えている。
向委員	23ページの幼保小連携とあるが、小学校と中学校の連携はどのように行われているのか。不登校については、53ページに小中連携校を増やすと記載があって、一部の学校では小中連携が進んでいくと思われるが、小学校で特別支援学級だった児童が中学に進学する際、特別支援学級ではなく、普通学級を希望していたが、中学校で適応できなかったという話を聞いた。そういう不登校以外での特別支援が必要な子どもの小中連携はどういった状況か。
学校教育課主幹	特別支援は、小中連携を中学校のブロック単位で行っていた。コロナ以前は対面の活動も積極的に行っていたが、コロナ以降はブロックの実情に応じてオンラインで交流を行っていた。また特別支援に限らず、中学校の先生が小学校へ行ったり、小学校の先生が中学校へ行ったりして、子どもたちの様子を見ることもブロックの中では積極的に行っていた。
向委員	その内容は事務事業点検評価シートのどこかに記載されているのか。
学校教育課長	個別に項目を作って記載しているわけではない。
向委員	45ページのサマー・スクールかすがいについて、令和7年度は令和6年度に比べて落選者数が増えている。当落選の優先順位はどうなっているのか。例えば、ネグレクトリスクのある子どもや家庭的に夏休みの過ごし方が難しい子どもへの配慮はしているのか。
学校教育課長	低学年の方が優先順位は高く、家庭の状況も加味した優先順位を

	反映している。令和7年度の落選が201人で、8年度も似た状況となっているが、スタッフの確保に苦勞しており、受け入れ人数を増やすことができていない状況である。
向委員	サマー・スクールかすがいの実施校は10校だが、非実施校の人材確保は難しいのか。
学校教育課長	春日井市ではサマー・スクールかすがいとあわせて、子どもの家で子どもの預かりを事業として行っている。受け入れの時間は異なるが、市として2つの事業を施策として取り組んでいる状況である。
教育部長	補足として、44ページの中段に会場として10校と記載しているが、必ずしもその学校に通っている子どもだけしか通えないということではない。どの学校の子どもでも希望すれば申し込むことができる。
浅井委員	55ページのメタバースを活用したオンライン不登校支援について、令和7年度は15人の参加だったが、6年度はもっと少なかったのか。
学校教育課長	令和6年度も15人であった。
浅井委員	92ページに委員の意見でメタバースを活用した不登校支援に関しては、「抽象的な評価ではなく、客観的なエビデンスにもとづく効果測定を行い、有効性や課題の精査が必要。」と記載されているが、今後そういった効果測定を行う予定はあるのか。
学校教育課長	メタバースの活用は不登校対策の1つであると考えている。不登校対策は学校だけや家庭だけではできない。社会全体で支えていく仕組みづくりが本来は必要である。その上で行政として何ができるのかと考えた際に、メタバースも、それが利用できて不登校支援となり得る子どもにとっては必要な方法であることから、引き続き継続していく。あわせて他の方法についても考えていきたい。

向委員	48ページのいじめの解消率が令和7年度に著しく減少しているのは、早期発見が増えたからなのか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
向委員	やはり解消されることは難しいのか。
教育長	解消したと判断する条件がいくつかあり、その中に、いじめに係る行為が止んでいる状態から3か月経過するという条件がある。件数が増えているのは、トラブルであってもいじめと考えられるものはいじめとして取り扱うよう、令和7年12月頃に各学校へ指示したためであり、指示以降にカウントしたものは、4月時点ではまだ3か月経っておらず、解消率が低くなっている。
向委員	3か月経過の基準は以前から変わっていないのか。
教育長	変わっていない。
向委員	但し書として、「令和7年度の情報については、発見から3か月経っていないものが多いため、こういった統計になっている」と記載するのが良いと感じた。
向委員	61ページに「増員配置が続いている学校生活支援員について、適切な配置を検討する。」となっているが、適切な配置がされていないのか。どういったことが課題なのか。
学校教育課主幹	生活支援員の中には、介助員という役割の者がいる。一旦支援員を学校に配置すると、同じ支援員の継続配置を希望するケースが多いが、こちらとしては特定の学校に固定するのではなく、必要な学校に必要な人材を配置したいと考えている。例えば介助が必要な児童が卒業した小学校に配置していた介助員を、その児童が進学し、新たに介助員が必要となった中学校に配置替えをしたり、通常学級に介助が必要な子が多くいる学校に介助員を配置したりすることを適切な配置と考え、実施していきたいということである。

向委員	対象児童生徒のニーズの変化に合わせて配置するということか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
河合委員	21ページの就学援助について、小学校、中学校で援助制度はあるが、経済的に困難が続いている場合、中学卒業後、高校に通う子に、援助制度の引継ぎや何か市としてサポートしていることはあるのか。
学校教育課長	中学から高校への制度の引継ぎというものはなく、小中学校に通っている時に必要なものを援助している。中学卒業後は、高校の授業料無償化という観点で行われているものがあると認識しているが、情報は持ち合わせていない。
河合委員	援助や制度がなくて困っているという相談を受けることはないか。もし相談があった場合、別の部署を案内することはあるのか。高校になると小中学校よりも費用がかかると考えられるので、困っている人はどのように対応をしているのかが気になる。
教育総務課長	義務教育を終えた生徒の保護者から、金銭的な補助が受けられる制度はあるかとの問い合わせが、年に1、2件ある。市の制度は義務教育期間の支援になるが、愛知県内の高校に通う保護者に対しては、愛知県が行っている授業料やその他に関する支援制度があるため、県の担当部署の案内を行っている。
竹田委員	58ページの教育支援体制の充実について、掲載の表で、項目に「事案件数」とある。別のページにいじめの件数などが記載されていたが、こちらは具体的にどのような事案が挙げられているのか。
学校教育課長	事案件数の数字は、学校教育課にいるスクールソーシャルワーカーが受けた相談の件数であり、そのうち終結した件数を終結件数として記載している。いじめに関するものも含まれているが、それに限ったものではない。

竹田委員	事案にはいろいろな問題があって、令和 7 年度は事案件数226件のうち92件が終結している。スクールソーシャルワーカーが、こういった実績を残しているという趣旨の報告ということによいか。
学校教育課長	そのとおりである。
浅井委員	23ページの幼保小連携推進について、年長児が卒園後通学する主な小学校へ見学することは、どこの園でも行っているのか。
学校教育課主幹	行っている園が多いと思う。コロナの時期に中止していたことはあったが、また再開してきていると認識している。
浅井委員	多くの園児が通うことになる学校だけでなく、その他の園児が実際に行く学校へも見学している園はあるか。
学校教育課主幹	各園にそれぞれ確認しないとわからないが、一番多くの年長児が通うことになる学校へ、園でまとまって見学に行くケースが多いと思う。
浅井委員	小学校の雰囲気や小学校はこういったところだと、園児に理解してもらえればよいと考えるが、大半の園がこのような方法で行っているということか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(2) 令和 9 年度使用小中学校教科用図書の採択について
学校教育課主幹	資料に基づき「令和 9 年度使用小中学校教科用図書の採択について」について説明。 まず始めに全体の概要について説明するが、3 ページの資料 1 は、愛知県が示す教科用図書の採択基準になる。 基本的な方針の 1 に記載のとおり、「義務教育諸学校の教科用図

書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することになっている。基本的な方針の3から6に記載のとおり、採択地区協議会を設けて、慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づいて、種目ごとに1種選択することになっている。

次に採択にあたって準拠すべき事項について説明をするが、1と2に記載のとおり、令和9年度使用小中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択することになっている。これは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。同施行令第15条において、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とすることによるとされているためである。

採択にあたって準拠すべき事項の3以降については、特別支援学校、県立・私立学校などに関することになるので説明を省略する。

次に5ページの資料2、令和9年度使用教科用図書について、上段が小学校、下段が中学校で使用する図書になっている。小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになる。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長 (3) 高蔵寺ニュータウン地区における学校統合に向けた基本方針（中間案）について

新たな学校づくり推進室長 資料に基づき「高蔵寺ニュータウン地区における学校統合に向けた基本方針（中間案）」について説明。

当方針は、目次のとおり「Ⅰ 基本方針の策定にあたって」から「Ⅵ 今後の進め方」で構成されている。

「Ⅰ 基本方針の策定にあたって」では「1 策定の趣旨について」を記載している。本市では、将来を見据え、子どもたちにとってより良い教育環境を実現していくために、令和7年2月に「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」を策定した。その後最

優先に検討していくこととした、坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の5つの中学校区にある学校において、保護者や子どもたち、地域の方にアンケートを実施するとともに、意見交換会を開催し、学校の適正規模や適正配置について検討を進めているところである。本市では、平成28年3月に高蔵寺ニュータウンのまちづくりの指針として高蔵寺リ・ニュータウン計画を策定し、地域の方や関係団体と連携しながら、様々なプロジェクトを推進してきた。令和8年1月には、本市、独立行政法人都市再生機構、高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社の3者で連携協定を締結し、これまでの取組を発展させながら持続可能なまちづくりの実現に取り組んでいる。こうしたまちづくりを進める中で、この地区では、地域主体のイベントが多く開催されるなど、地縁団体や市民団体の活動が活発に展開されており、地域のつながりや結びつきが強い地区であると認識している。このような背景を踏まえ、高蔵寺ニュータウン地区にある藤山台、高森台、石尾台、岩成台の4つの中学校区における小中学校の適正規模等の検討については、高蔵寺ニュータウン地区全体で基本方針を策定し、今後具体的な取組を進めていくこととした。

2ページには、小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方を記載している。

3ページの「3 各中学校区でのこれまでの取組」については、アンケート実施後の保護者や地域の方との意見交換会は、各小中学校及び各中学校区全体で開催するとともに、単独では適正規模の課題の解決ができない中学校区があることから、隣接する中学校区とあわせた検討を行うため、中学校区合同の意見交換会も開催した。

5ページから12ページの「Ⅱ 児童生徒数推計」では、藤山台、岩成台、高森台、石尾台の4つの中学校区におけるそれぞれの小学校、中学校の児童生徒数と学級数の推計を記載している。なお、愛知県では中学3年生が令和9年度以降、1学級40人から35人へ移行することとされており、移行する年度から1学級35人で推計している。なお、令和22年度の推計は、中学校は令和20年度まで、小学校は令和14年度までの児童生徒推計の推移に基づき、将来も同様な増減の傾向があると想定して推計している。藤山台中学校区は、令和22年度では、藤山台中学校、藤山台小学校ともに、全学年で学級数が1学級の過小規模であると推定される。令和8年度と令和22年度

を比較すると、中学校、小学校ともに児童生徒数が大きく減少すると推計している。岩成台中学校区は、令和22年度では、岩成台中学校は小規模だが、全学年でクラス替えができるやや小規模、すべての小学校は過小規模と推定される。令和8年度と令和22年度を比較すると、中学校、小学校ともに児童生徒数が大きく減少すると推計している。高森台中学校区は、令和22年度では、高森台中学校はやや小規模、すべての小学校は過小規模であると推定される。令和8年度と令和22年度を比較すると、高森台小学校は、児童数が緩やかに減少し、高森台中学校、中央台小学校及び東高森台小学校は、児童生徒数が大きく減少すると推計している。石尾台中学校区は、令和22年度では、石尾台中学校はやや小規模、すべての小学校は過小規模と推定される。令和8年度と令和22年度を比較すると、中学校、小学校ともに児童生徒数が大きく減少すると推計している。

13ページには、参考として各中学校区の小学校の児童生徒数推計の合計を記載している。

「Ⅲ アンケート結果」については、15ページから30ページにかけて、令和7年5月から7月に実施したアンケートの主な結果を、中学校区ごとにまとめて記載している。

(1)学校の適正規模等に取り組むことについては、1学年が2学級以上となるように学校の適正な規模や配置に取り組むことについて「賛成」の割合は、それぞれ小学生の保護者、地域の方、中学校の保護者の順に、藤山台中学校区では、7割、9割、8割、岩成台中学校区では、約6割、約7割、約6割、高森台中学校区では、約5割、約7割、約5割、石尾台中学校区では、約5割、約6割、約6割となっている。

(2)以降のアンケート結果については、どの中学校区についても同様の結果になっている。(2)の複数学級を望む声については、1学年に複数学級が望ましいと考えている方はいずれの中学校区でも多く、クラス替えを契機に新しい人間関係を構築することができると考えている。

(3)学校生活において重要と思うことでは、児童生徒は、クラス替えができて友達がたくさんできることや体育大会などの行事でクラスに活気があることが大事だと考えている。地域の方は、多くの子どもたちによる人間関係の広がりや、子どもたちの登下校についてが重要だと考えている。

(4)魅力ある学校づくりを進めるため、学校の規模や配置を見直す場合に重要と思うことでは、保護者は、子どもの人間関係の広がりや子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を重要と考えている。地域の方は、子どもたちがよりよい教育環境で学校生活を送ることが重要と考えている。

(5)学校の適正規模等の取組において心配なことでは、保護者は登下校に関することを心配と考えている。登下校については、安全性や時間が重要と考えている。

「Ⅳ 意見交換会でのご質問・ご意見」については、31ページから44ページにかけて、保護者や地域の方を対象にした意見交換会でいただいた質問や意見の内容を、中学校区ごとに記載している。意見交換会では、質疑応答のほか参加者同士がテーマに沿って意見を述べ合う機会を設け、率直な思いを話しやすい雰囲気づくりに努めた。参加者からは学校の統合に関することを含め、今後の具体的な検討の進め方や魅力ある学校づくり、スケジュールなどについての質問が多くあった。

「Ⅴ 基本方針」では、子どもたちにとってより良い教育環境の実現を図るため、これまでの取組を踏まえ、高蔵寺ニュータウン地区における学校統合に向けた方針を示している。方針1では、高蔵寺ニュータウン地区を地域のつながりを踏まえて、「藤山台中学校区と岩成台中学校区」、「高森台中学校区と石尾台中学校区」の2つの地区に分け、それぞれの地区で最適な学校統合のあり方を検討するとしている。方針2では、新しい学校が魅力ある学校となるように検討を進めるとした。小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入など、子どもたちだけでなく、地域にとっても魅力ある学校になるように検討する。また、コミュニティスペースの設置など、地域の拠点としての学校づくりを検討するとしている。方針3では、保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら、丁寧に検討を進めるとしている。これまでの取組と同様に、意見交換会などを通じてしっかりと議論を積み重ね、保護者や地域の方の十分な理解や協力を得ながら検討を進めるとともに、積極的な情報発信に努めていく。

47、48ページは、「藤山台・岩成台中学校区」と「高森台・石尾台中学校区」のそれぞれの児童生徒数推計の合計を記載しており、統合することとした場合、小学校は適正規模で、中学校は小規模だが全学年でクラス替えができるやや小規模で推移すると推定して

いる。

49ページの「Ⅵ 今後の進め方」では、基本方針策定後の流れを記載している。「藤山台・岩成台中学校区」と「高森台・石尾台中学校区」の2つの地区において、それぞれの保護者や地域の代表の方、学校関係者などで構成する「学校づくりを考える懇談会」を組織し、統合の必要性を含め、より具体的な内容について意見交換を行う。懇談会での意見交換を含め、学校を統合することとした場合は、統合に向けた計画を策定していく。なお、「藤山台・岩成台中学校区」と「高森台・石尾台中学校区」でそれぞれ検討を進めていく中で、進行状況に違いが生じた場合は、統合に向けた計画をそれぞれの地区で策定することを検討する。

本方針については、本日の教育委員会定例会で協議後、軽微な修正があれば修正を行い、8月20日開催の市議会福祉教育委員会で報告する。その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見などを踏まえた最終案を、改めて教育委員会定例会で協議いただく予定である。

向委員

バスを通学手段とした場合、朝はある一定の場所に集まって学校まで移動すると思うが、帰りに子どもの家を利用する人たちは、家までは帰ることができないと思われる。子どもの家を統合した学校に設置するのか、それとも従来あったエリアに設置し、そこまでは子どもをバスで移動させ、自宅に帰る子どもは子どもの家から帰り、子どもの家を利用する子どもは子どもの家に親が迎えに来るのかのどちらかになると思われる。保護者の利便性や子どもの家を利用する子ども、利用しない子どもの下校の支援を考えた時に、地域のつながりを保つことができ、集える場所も確保し、子どもの登下校もシンプルにするには、意外と元々あった場所に子どもの家を設置することが合理的ではないかと考えている。

河合委員

小学校のみスクールバスを利用する場合、小学校、中学校両方でスクールバスを利用する場合、どちらも検討していくということか。また、中学校は自転車で通学が可能となるから、自転車を使って通学するということも検討していくのか。

新たな学校づくり推進室長	現時点では中学校によって距離に応じて生徒の自転車通学を認めている学校もあるため、原則は小学校の児童がバス通学をすることを前提としている。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。 ○参考資料について
浅井委員	11ページの令和8年度教職員時間外在校等時間状況について、時間外の把握の方法はどう行っているのか。また、在校以外の時間外は具体的にどういったものがあるのか。
学校教育課主幹	個々のパソコンで出勤や退勤を記録して管理している。教頭などが月ごとにそれぞれの職員の時間を集計し、教育委員会に報告してもらっている。
教育長	在校以外の時間外には校外での研修や出張を含んでいる。
向委員	例えば、校長や教頭、学年担任、その他の担当教員などの時間外については分析するのか。
学校教育課主幹	校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、事務職員を分けて報告してもらっている。
向委員	将来的にはどの職種の時間外が多いかが見えてきて、対策に活かすことができるのではないか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
向委員	教頭が集計を行っているとのことだが、集計作業も大変だと思う。
学校教育課主幹	集計するシートは教育委員会で作成しているが、学校によっては、自動的にカウントできるように加工して使用している先生もい

	る。
向委員	そのシートを全学校で使用すれば、教頭の作業時間も減るのではないか。
学校教育課主幹	普及させていきたいと考えている。
向委員	自己研鑽や授業の準備など、時間外勤務の線引きは難しいと思う。企業でも業務は減らないが、時間外を減らそうとして、サービス残業となり、業務に追われてストレスになってしまうこともあるので、実際に現場の先生の意見も聞けると良いと感じた。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 8 年 8 月 20 日

教育長 児島 靖

署名人 竹田 卓弘